

## 初期契約解除制度について

改正放送法・改正電気通信事業法（いずれも平成28年5月21日施行）により、ケーブルテレビNet3のテレビサービスおよびインターネットサービスのご加入について以下の通り取り扱います。

### ■テレビサービス

（加入内容等確認文書）

1 株式会社TAM（以下「甲」といいます。）は、ケーブルテレビNet3受信契約約款（以下「受信契約約款」といいます。）第6条に定める加入承認の後、受信契約約款第17条に定める施設設置工事が完了した時点で、利用料金、工事費等を記載した加入内容等確認文書を契約者（以下「乙」といいます。）に交付するものとします。

（初期契約の解除等）

- 2 乙は、前項の加入内容等確認文書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間（以下「初期契約解除期間」といいます。）、文書により当該加入の解除を行うことができます。
- 3 前項の規定による加入の解除（初期契約解除）は、甲に対し同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 4 乙が、第2項の規定により加入の解除を行った場合は、利用料金の支払いは要しません。ただし、予め加入の解除を行う意思をもって加入申込みを行った場合等、加入申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 5 第2項の初期契約解除期間中に当該加入の解除があった場合においても、受信契約約款第17条に定める引込設備の設置工事と宅内設備の施設設置に要した工事費用及び受信契約約款第36条第3項に定める撤去に伴う工事費用については、乙の負担となります。乙が所有し、若しくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合も同様となります。

### ■インターネットサービス

（加入内容確認文書）

1 株式会社TAM（以下「甲」といいます。）は、Net3インターネット契約約款第10条に定める利用契約承成立の後、機器設置工事が完了した時点で、利用料金、工事費等を記載した加入内容等確認文書を契約者（以下「乙」といいます。）に交付するものとします。

（初期契約の解除等）

- 2 乙は、前項の加入内容等確認文書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間（以下「初期契約解除期間」といいます。）、文書により当該加入の解除を行うことができます。
- 3 前項の規定による加入の解除（初期契約解除）は、甲に対し同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 4 乙が、第2項の規定により加入の解除を行った場合、利用料金の支払いは要しません。ただし、予め加入の解除を行う意思をもって加入申込みを行った場合等、加入申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 5 第2項の初期契約解除期間中に当該加入の解除があった場合においても、乙は引込設備の設置工事と宅内設備の施設設置に要した工事費用及びD-ONU等の撤去に伴う費用については、27,500円（税込）を上限に乙の負担となります。乙が所有し、若しくは占有する土地・建物その他の工作物等の復旧を要する場合も同様となります。

【参考】

ケーブルテレビNet3受信契約約款（抜粋）

（引込設備、宅内設備の設置工事）

第17条 当社は、引込設備の設置工事（以下「引込工事または標準工事」といいます）を行うものとし、契約者は、宅内設備を自己負担で設置（以下「宅内工事」といいます）し所有するものとし、なお、契約者は引込工事費または標準工事費および宅内工事費をご負担いただきます。契約者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合はその費用も含まれます。

3 宅内工事は、原則として当社指定の業者で実施していただきます。また、宅内工事は当社の指定する工法及び使用機器によるものとし、

\*  
\*  
\*

（契約者が行う解約）

第36条 契約者は、契約を解約しようとする場合は、直ちに当社にその旨を当社指定の方法にて届け出るものとし、

2 解約の場合は、加入料の払い戻しはいたしません。ただし、利用料等を前納している場合には、解約の月の翌月分以降の前納分を払い戻すものとし、

払い戻しは、原則契約者が金融機関の自動振替、自動払込に登録している口座へ振込みとし、振込手数料は契約者の負担とします。

3 第1項の解約の場合、当社は当社の施設を撤去し、契約者は別に定める撤去工事費を負担するものとし、ただし、撤去費用及び撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、契約者がその復旧費用を負担するものとし、

4 有料チャンネルの解約は第1項を準用し、視聴料の取扱は第2項の例に準じます。

5 解約をした後でも、解約前に生じた契約の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとし、

（注1）「撤去工事費用」とは、セットトップボックスの撤去費及び引込線撤去工事費をいいます。